

G E T ビジネス学習館
2014 行政書士講座

第9回 行政法 テキスト補助

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されています。

本書の一部又は全部につき、無断で天気、複写その他の方法で記録されると、著作等の権利侵害となります。

上記のような使い方をされる方は、あらかじめ岐阜ひまわり事務所の許諾を求めてください。

<http://ido.gyosei.or.jp>

3. 執行停止の取消し

審査庁は執行を停止した後でも

- ・執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼす
- ・手続きの続行が不可能
- ・事情が変更した

時は、執行停止を取り消す事が出来る

けんちゃんの用語チェック

○ 「処分の効力の停止」とは、 強制執行を伴わない処分であって後続処分のない処分の停止の事。

例えば、許認可等の拒否処分の停止や公務員の免職処分の停止の事

○ 「処分の執行の停止」とは、 強制執行の停止の事

○ 「手続きの続行の停止」とは、不服申立や取消訴訟の対象となる処分の後に一連の処分や手続きが予定されている時に、それを止める事。

例えば、「課税処分」の取消しを求める時には「滞納処分」が手続きの続行にあたる。

9 教示

2. 教示の種類と内容

(1) 必要的教示

不服申立てができる処分をする時は、行政庁は処分の相手方に

- ① 不服申立てができる事
- ② 不服申立てをする行政庁
- ③ 不服申立てできる期間

を、原則：書面で教示。

例外：口頭で処分する時は口頭でもよい

(2) 請求による教示

利害関係人から教示を求められたら

原則：口頭

例外：求められたら書面
で、しないかん

(3) 適用除外

地方公共団体が固有の資格において処分の相手方になる時は教示の規定は適用されない。

地方競馬など

3. 教示をしなかった場合

行政庁が教示をしなかった時は、どこの行政庁に不服申立てをしていいのか解らないわけだから
その処分をした行政庁に不服申立書を提出できる

4. 誤った教示をした場合

(1) 不服申立先の行政庁を誤って教示した場合

- ① 審査請求ができる時に間違った審査庁を教えた時

誤って審査請求書の提出を受けた行政庁は

速やかに、審査請求書を処分庁または審査庁に送付しあつ審査請求人に通知

- ② 審査請求できるのに異議申立てできると教えた時

速やかに、異議申立書又は異議申立録取書を審査庁に送付しあつ異議申立人に通知

↓

送付された時は 始めっから審査庁に審査請求があったものとみなされる

- ③ · 異議申立しないかんのに審査請求できると教えた時

- 異議申立てても審査請求もできるのに間違った審査庁を教えた時

誤って審査請求書の提出を受けた行政庁は

速やかに、審査請求書を処分庁に送付しあつ審査請求人に通知

↓

送付された時は 始めっから処分庁に異議申立てがあったものとみなされる

第4章 行政事件訴訟法

(46条しかないから全て目を通しておくこと。特に改正・追加条文が大事)

平成16年の行政事件訴訟法の改正条文・追加条文

行政事件訴訟法の改正条文

- 3条⑤
- 4条
- 11条①③
- 12条①
- 14条①③
- 23条①
- 25条②
- 26条②
- 33条①
- 38条①③
- 40条①②
- 41条①
- 45条④

行政事件訴訟法の追加条文

- 3条⑥⑦
- 9条②
- 11条②④⑤⑥
- 12条④⑤
- 14条④⑤
- 23条の2
- 25条③
- 37条の2
- 37条の3
- 37条の4
- 37条の5
- 46条

2 一般法

1. 一般法

行政事件訴訟は、原則 行政事件訴訟法で解決

例外 他の法律に定めがある時は、そっちの法律で解決

つまり行政事件訴訟法は、行政事件訴訟に関する一般法たる性質がある。

2. 民事訴訟手続の準用

仮処分とは民事訴訟で苦労して勝訴判決を得ていざ強制執行に取り掛かろうと思っても、相手が財産を処分してしまっていると何もできない。例えば、敗訴しそうだと感じた被告が訴訟の途中で不動産の名義を他人に移した場合、原告が当該不動産を差し押さえることは難しくなる。

こういったことを避けるためには、被告が訴訟中・訴訟前に財産を処分することを防がなければなりません。この手続を、仮差押え・仮処分という。

3 行政事件訴訟の類型

1. 抗告訴訟

以下の 6 つの法定抗告訴訟と無名抗告訴訟に分類される

(2) 処分の取消しの訴え

行政府の処分その他の公権力の行使にあたる行為の取消しを求める訴訟

(3) 裁決の取消しの訴え

審査請求、異議申立てに対する裁決、決定の取消しを求める訴訟

(行政事件訴訟法では、審査請求・異議申立てその他の不服申立てを(裁決・決定を含めて)、単に、裁決という。)

(4) 無効等確認の訴え

行政処分の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟

(5) 不作為の違法確認の訴え

不作為な状態の違法の確認を求める訴訟

(6) 義務付けの訴え

行政府に行政処分又は裁決をするよう義務付ける判決を裁判所に求める訴訟

(7) 差止めの訴え

行政府に行政処分又は裁決をしないように命じる判決を裁判所に求める訴訟

(8) 無名抗告訴訟

上記 6 つ以外の抗告訴訟を無名抗告訴訟と言う

(注) (最判 S47. 11. 30)

行政事件訴訟法は、抗告訴訟として、上記 6 つの訴訟形式を法定しているが、この 6 つはあくまで例示であって、公権力の行使に関する不服の訴訟をこの 6 つに限定する趣旨ではない。

2. 当事者訴訟

(1) 意義

民事訴訟とは、私人間の法律関係に関する訴訟。

当事者訴訟とは、本来は民事訴訟で争うべき内容の訴訟だが、当事者の片方が行政主体の場合の訴訟。次の二つがある

(2) 形式的当事者訴訟

① 定義

当事者間の法律関係を確認・形成する処分・裁決に関する訴訟で、法令の規定によりその法律関係の当事者の方を被告とするもの。

形式的当事者訴訟に関しては定義で理解するのではなく、形式的当事者訴訟の典型的なケースを覚える。

② 具体例

<形式的当事者訴訟の典型的なケース>

土地収用法 133 条

土地収用委員会がダム建設の為、土地収用裁決をした→補償額だけに不満がある→取消し訴訟を提起できそう→しかし土地収用法 133 条には、補償額だけに不満がある場合は土地収用裁決の取消し訴訟ができず、起業者（国）と被収用者との間で争いなさい。と明記されている。

このように当事者間の訴訟を形式的当事者訴訟という

けんちゃんの例

ゆき夫君の家がダムの予定地となりました。もちろん補償金がでます。が、ゆき夫君は、その補償金額に不満があるとします。

さて、ゆき夫君はどんな裁判を起こしたらいいのだろうか？ここで注意すべき点は、土地の収用自体には不満はなく、補償の金額だけに不満を持っていることである。

ならば、補償の金額について、実際に補償金を支払うダムの起業者（電力会社）を被告として、つまり当事者同士で裁判で争った方が話が早い。そこで、起業者を被告として裁判を起こす（土地収用法 133 条 3 項）。

このように、「当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定により（今回のケースだと土地収用法の規定による）その法律関係の当事者の方を被告とする」訴訟を形式的当事者訴訟と呼ぶんだよ（行政事件訴訟法 4 条前段）。



■ 注意してちょんまげ ■

ゆき夫くんが収用そのものに対して不服がある場合は、収用委員会を被告として、土地収用裁決の取消訴訟を提起するんだぜえ。

収用自体に不服がある→収用裁決の取消訴訟（被告は収用委員会）

補償金額に不服がある→形式的当事者訴訟（被告は起業者）

(3) 実質的当事者訴訟

当事者間の公法上の法律関係（権利義務）に関する訴訟。

（たとえば公営住宅の明渡訴訟や公務員の給与支払請求訴訟など）

抗告訴訟は、公権力 VS 私人 → 対等な立場じゃない。

実質的当事者訴訟は原告と被告が対等な立場で争う。

（例）○ 私人同士で売買契約を結ぶ

私法上の法律関係（権利義務）が発生し、もし紛争が生じたら私法（民事訴訟法）で解決する。

○ 私人と国の間で契約を結ぶ

公法上の法律関係（権利義務）が発生し、もし紛争が生じた時に実質的当事者訴訟により解決する。

3. 民衆訴訟

国民の個人的利害とは関係なく、もっぱら行政の違法行為の是正を目的とする訴訟

（例）公職選挙法に定める選挙訴訟や地方自治法に定める住民訴訟など

4. 機関訴訟

国又は公共団体の機関相互における権限の存否又はその行使に関する紛争についての訴訟

（例）地方公共団体の議会の議決などが権限を越えたり法令などに違反していたりするかどうかについて、長と議会が対立したときに最終的に裁判所に出訴する場合。

5. 主觀訴訟と客觀訴訟

主觀訴訟（抗告訴訟・当事者訴訟）とは、個人の権利利益の保護を目的としている。

客觀訴訟（民衆訴訟 機関訴訟）とは、個人の権利利益の保護を目的としているのではなく、法秩序の維持や、行政の適法性の保障を目的とする訴訟。

よって誰もが提起できるのではなく、法律の定める場合に法律の定める者のみが提起できる。

4 取消訴訟

2. 「不服申立て」と「取消訴訟」の関係

(1) 原則：自由選択主義

不服申立てと取消訴訟は、どっちを先に提起しても良い。

また、同時でも良い。

但し、同時に提起された時は、
 • 裁判所は不服申立ての裁決があるまで
 • 審査請求をしたのに3ヶ月経過しても裁決がない時は、取消訴訟の手続きを中止できる

(2) 例外：不服申立前置主義

法律に定めがあるときは、不服申立てを先に提起して、その裁決を経た後でないと取消訴訟を提起できない。

(不服申立前置主義の具体例)

《住民基本台帳法》

(31 条の 4) この法律の規定により市町村長がした処分に不服がある者は、都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

(32 条) 前条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求の裁決を経た後でなければ、提起することができない。

(最判 S36. 7. 21)

所得税更正処分の取消の訴えは、原則として審査の決定を経なければ提起できないが、国税庁官が誤ってこれを不適法として却下した場合には、却下裁決であってもこれは審査の決定にあたり、審査請求前置主義の要件を満たしたものとみなす。

(3) 例外の例外：不服申立前置主義の例外

以下のときは、裁決を経ないで取消訴訟を提起できる。

- ① 不服申立てがあった日から3ヶ月が経過しても裁決が得られない時
- ② 緊急の必要がある時
- ③ 正当な理由がある時

3. 「処分の取消しの訴え」と「裁決の取消しの訴え」の関係

(1) 行政事件訴訟法—原処分主義

処分の取消しの訴えと裁決の取消しの訴えは、どちらを提起しても良いし同時に提起してもよい。

しかし、原則として原処分主義が取られている。

原処分主義とは、「裁決の取消しの訴え」を提起した時は、裁決の固有の瑕疵（棄却裁決に至るまでの手続き上の違法性）しか主張できず、処分の違法性に基づいて棄却裁決の取消しを求める事はできない。処分の違法性を主張したければ「処分取消しの訴え」を提起すべき。と、いう考え方だぴょん。

原処分主義の例外として裁決主義をとっている場合もある。

裁決主義とは、行政事件訴訟法以外の法律で、原処分に対しての「処分の取消しの訴え」を許さない旨の定めがある場合は、「裁決の取消しの訴え」のみ提起できる。

この場合には、原処分の違法も、「裁決の取消しの訴え」で主張できる。

(裁決主義の具体例)

《電波法》

(96 条の 2) この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分に不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

4. 要件審理

